

緊急対応！

参加特典付

オーナー経営者さまに直接お伝えする！

「監督署の是正勧告から会社を守る」& 「退職金制度の見直し方」セミナー

●第1部●「監督署の是正勧告から会社を守る」

～平成23年度に労働基準監督署からの是正勧告によって支払われた
割増賃金の合計額はナント145億9957万円。対策はいかに！？～

平成23年4月から平成24年3月までの間に、労働基準監督署による定期監督及び申告に
基
づき、是正勧告によって支払われた割増賃金の合計は145億9957万円。この額はその支払額
が1企業で合計100万円以上となったものの合計額なので、実際はこの数字を上回るものと推
定されます。是正企業数は1312企業、対象労働者数は117,002人。企業平均では1社当たり
ナント1,113万円にも及びます！！

昨今、労働者の監督署への申告が増えている背景としては、インターネットの普及・権利意識
の向上・司法業界の過払い金返還請求バブルの終焉から残業代請求へのビジネス変貌など
があげられますが、今後は更に未払い残業代に関するトラブルが増えるものと想定されます。
合法的な対策はいかにしたら良いのでしょうか？

(セミナーの主な内容)

- 残業代金・残業時間削減の合法的手法とは？！
- 1日9時間労働が可能に？
- 営業マンに残業代を支払わなくても良い？の迷信
- 労働基準監督署からの是正勧告の実態
- 労働時間の適正な把握と管理
- 残業代が発生しない職種とは？
- 変形労働時間制は社員1人から適用可能か？
- 労働基準監督署に「支払え！」という権限があるのか？
- 司法業界の過払い金返還請求バブルの終焉～残業代請求ビジネスへ変貌

★セミナー参加特典 就業規則等無料簡易分析

(裏面へ続く)

(裏面より続き)

●第2部●「退職金制度の見直し方」



～税制適格退職年金制度の廃止に続き、厚生年金基金も廃止か？ どうなる？これからの退職金制度～

今、一部の企業で退職金制度が大きな経営問題となっています。
相次ぐ退職年金制度の廃止や積立不足……。問題となっているさまざまな制度を利用していなければ本当に大丈夫なのでしょうか？退職金制度の問題は経営リスクとして顕在化しづらいという大きな特徴を持っています。日々退職金の支払いが生じているわけではありませんので、リスクは潜在化しています。しかしながら、一旦経営問題として顕在化すると金額が一般的に大きなものなので、取り返しのつかない経営問題に発展する危険性があります。経営問題に発展する前にどう対応していったらよいのでしょうか？

(セミナーの主な内容)

- 潜在化している退職金制度の危険性
- 退職金の支払いトラブル事例検証
- AIJ問題は対岸の火事ではない！
- 厚生年金基金の行方
- 勝手に変更出来ない退職金規定
- 退職金制度の改革が急務である理由
- 退職金の相場
- 会社貢献型の退職金制度とは
- 不利益変更に対応するべきか
- 自社の退職金の将来負担額を予測する

★セミナー参加特典 退職金無料分析

第1部 担当セミナー講師紹介 阿部 毅 (株)横浜賃金労務管理オフィス 代表取締役 社会保険労務士 阿部事務所 代表  平成17年 神奈川県社会保険労務士会 登録 県内中小企業を中心に労務顧問として就業規則の作成や賃金制度の構築、様々な労務相談に携わり、労務管理のサポートにあたる。 就業規則作成の実績は100社以上にのぼる。また、商工会議所や保険会社等主催の経営セミナー講師としても活躍している	第2部 担当セミナー講師紹介 濱田 勝則 プルデンシャル生命保険(株)多摩支社 勤務 ライフプランナー  【国家資格】社会保険労務士 1級ファイナンシャル・プランニング技能士 「身軽で柔軟な退職金制度により雇用安定に資する」をモットーに生命保険活用の一環として中小企業の退職金制度の構築を手掛ける。 大手人事会計ソフト会社主催セミナー等講演実績。 http://mylp.prudential.co.jp/lp/page/katsunori.hamada
■セミナー開催要項 テーマ「監督署の是正勧告から会社を守る」&「退職金制度の見直し方」セミナー ■日時・場所 平成25年2月13日(水曜)13時30分～16時45分 神奈川中小企業センタービル(JR関内駅徒歩5分) ■対象者 オーナー経営者さま・役員さま・人事労務担当者さま※金融機関や経営コンサルタント等の方はご遠慮下さい ■受講料 1社(2名様まで) 15,750円・消費税込み※以前当主催者セミナー受講歴のある場合はお申し出下さい。ご優待料金有り。 ※受講料は1名様でも2名様でも同じです。オーナー経営者さまと人事労務担当者の方とぜひお二人でお申込下さい。効果倍増します！！ ■申し込み方法 同封の申込書をFAX下さい。折返し会場案内図・受講料お振込先をご案内致します。 ■定員 20名様(先着順) ■申込先 主催・横浜賃金労務管理オフィス FAX 045-201-7134	

【連絡先】セミナー事務局・主催

横浜賃金労務管理オフィス (担当: 桑原)
〒231-0013 横浜市中区住吉町1-6 MPS関内306
TEL045-201-7154 FAX045-201-7134
e-mail info@yokohama-sr.com HP <http://www.yokohama-sr.com>

共催 プルデンシャル生命保険(株)多摩支社

個人情報保護の取り扱いについて

主催・共催機関では個人情報に関する法律に基づいてお客様の個人情報を厳正に取り扱っております。尚、お客様の個人情報は本セミナーに関する参加申し込み受付、連絡、今後の関連情報の提供等に使用させていただきます。